

第26回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日（月曜日）午後2時から午後3時まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席10名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）

農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		

農地利用最適化推進委員

石川清勝	藤関弘之	永井是充
新美康弘	金原節子	加藤浩孝
下島良一	杉浦孝明	磯貝孝弘

4. 欠席委員（農業委員1名、農地利用最適化推進委員0名）

神谷昌明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2（1）議案について (19件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件 1件

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について 16件

（2）報告事項について (14件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 8件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 1件

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願の件 3件

報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件 1件

6. 事務局・説明員

局 長	杉浦英樹	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

事務局	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第26回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。神谷会長より欠席の届け出がありました。よって、農業委員10名・推進委員9名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項及び農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、2番委員にお願いします。
2番委員	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
2番委員	それでは、6番委員、7番委員にお願いします。
副会長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。 受付番号1419番 ◎◎町◎丁目◎◎番 畑 463㎡につきまして、 □□町□丁目□□番地 □□□□ さんから △△町△丁目△△番地 △△△△ へ 所有権移転の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が4,621㎡、畑が986㎡、樹園地が2,925㎡の計8,532㎡、貸付地は田が10,024㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴21年の△△と、16年の妻、21年の母の計3名です。 通作距離は、徒歩で1分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、△△が300日、妻が150日、母が200日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのこと。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

	8月6日に、5番委員、15番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は、20ページにあります。今回の土地取得によって集約化が進むため譲受人の経営地を灰色で示しております。
2番委員	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現場確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。5番委員お願いします。
5番委員	先日、事務局と15番委員で現場確認に行きました。 対象地については、玉ねぎの収穫後で耕作はされておりましたが、畑として適切に管理されておりましたので、問題無いと思われます。
2番委員	ありがとうございました。続いて15番委員お願いします。
15番委員	5番委員と同意見です。問題無いと思われます。
2番委員	ありがとうございました。 それでは、この件につきまして、推進委員の皆さまも含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
2番委員	よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
2番委員	異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
2番委員	次に議案第2号、「農地法第4条許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2ページをお開きください。 議案第2号、農地法第4条の規定による県知事許可の申請の件についてです。 受付番号1421番 □□町□丁目□□番地 □□□□ さんより、 ◎◎町◎丁目◎◎番、現況畑、181㎡、同じく12番、現況畑、217㎡につきまして、隣地、◎◎町◎丁目◎◎番、◎◎番と一体利用で、 駐車場、利用率100%の転用申請です。 申請理由としましては、「子供や孫、近隣住民への駐車場として貸出したい」とのことです。 申請地の農地区分は第3種農地と考えます。第3種農地とは「市街化の傾向が著しい区域内の農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域」に相当していると考えます。 また、申請書には碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。 以上の様に、農地法第4条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。 なお、令和7年8月6日に、5番委員と15番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は21ページ、利用計画図は22ページにあります。
2番委員	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明

	をします。5番委員お願いします。
5番委員	現場は現在、家庭菜園としてきれいに営農されております。
	対象地周辺も宅地化が進んでおりますので、対象地の農地転用もやむなしと考えます。
2番委員	ありがとうございました。続いて15番委員お願いします。
15番委員	対象地の両隣も駐車場となっておりますので、転用目的としても問題無いと思われます。
2番委員	ありがとうございました。
	それでは、この件につきまして、推進委員の皆さまも含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
2番委員	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
2番委員	異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。
2番委員	次に議案第3号、「農地法第5条許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	3ページをお開きください。
	議案第3号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。
	受付番号1422番
	□□町□丁目□□番地 □□□□ さん、
	××町×丁目××番地 ×××× さんから、
	△△町△丁目△△番地 △△△△へ、
	◎◎町◎丁目◎◎番 田 2, 558㎡、同じく◎◎番 田 1, 288㎡
	合計2筆 3, 846㎡につきまして、貸借権の設定で、粘土採掘場としての一時転用の許可申請でございます。転用期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間です。
	申請理由としましては、貸借人は地場産業である瓦製造等に関する窯業原料の粘土採掘及び販売業を営んでおりますので、納入先に近い申請地を借り受け、粘土採掘場として一時転用したいというものでございます。
	農地法に基づく農地転用許可の検討としましては、この申請地の農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地の転用については、原則転用不許可ですが、一時的に転用するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要と認められるものについては、農地法施行令第4条第1項第1号の不許可の例外に該当すると考えます。
	申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。
	また、申請書には申請地の耕作者の同意書及び隣地所有者の同意書が添付されております。
	以上のように、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。
	なお、令和7年8月6日に、5番委員と15番委員と事務局で、現場確認

	を実施しました。
	地図は23ページ、利用計画図は24ページにあります。
2番委員	ありがとうございました。
	只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をします。5番委員お願いします。
5番委員	対象地は現在自分が耕作されている場所になります。耕作状況は問題ありません。粘土採掘の件についても、耕作者として承諾書に署名させていただきました。
2番委員	ありがとうございました。続いて15番委員お願いします。
15番委員	5番委員が耕作されている対象地になりますので、耕作状況について問題ありませんでした。一時転用目的につきましても問題無いと思われます。
2番委員	ありがとうございました。
	それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。
2番委員	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場	(「異議無し」の声)
2番委員	異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
2番委員	次に議案第4号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。
	事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。
	議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について説明致します。
	中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画(案)についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。
	案件は全て貸借権設定で、合計件数16件、合計面積23,184㎡です。内訳は、田0㎡、畑23,184㎡です。
	この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。
副会長	ありがとうございました。
	全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
	7番委員の案件を先決します。
7番委員	(退席)
2番委員	7番委員の案件は、受付番号1426番です。
	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。
	よろしいですか。それでは簡易採決します。
2番委員	7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場	(「異議無し」の声)

2 番委員	異議もございませんので、7 番委員関連の受付番号 1 4 2 6 番は、原案のとおり決定しました。
7 番委員	(自席に戻る)
2 番委員	それでは、先決 1 件を除く 1 5 件について、質疑に入ります。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
7 番委員	2 番委員。
2 番委員	7 番委員。
7 番委員	受付番号 1 4 2 4 番について、借入予定の農地がビニールハウスでもないのに 5 0, 0 0 0 円／1 0 a と高額 of 賃借料となっております。金額の記載間違いではないでしょうか。
事務局	先回、先々回の利用権の更新資料を確認しても、変わらず 5 0, 0 0 0 円／1 0 a で利用権が設定されておりました。賃借料の設定理由は不明ですが、記載間違えではありません。
7 番委員	承知しました。
2 番委員	他にはございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第 4 号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
副会長	異議もございませんので、議案第 4 号は原案のとおり決定しました。
副会長	引き続きまして、報告事項に入ります。 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 1 件 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 8 件 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による通知の件 1 件 合計 1 0 件及び 追加報告 報告第 4 号 生産緑地あつせん願いの件 3 件 報告第 5 号 生産緑地あつせん不成立の件 1 件 合計 1 4 件 一括報告してください。
事務局	(報告)
2 番委員	ありがとうございました。 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
2 番委員	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
2 番委員	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第 1 1 条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
2 番委員	無いようですので以上をもちまして、第 2 6 回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後 3 時閉会～